

記載例 未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

吉川市 処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促	備考
------------	----	----	----	----	----	----	----

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

(宛先) 吉川市長		住所(居所) 又は所在地 〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 123456		※市町村ごとに異なりませ	
令和××年〇〇月△△日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルバツジョウジ		宛名番号 1			
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		課・係 人事課人事労務係			
		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名 特徴 花子	
		個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		電話 000-000-0000 (内線 123)			
給与所得者				特別徴収税額 (年税額)		異動年月日	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	
ヨシカワ イチロウ		ヨシカワ イチロウ		140,000 円		6 月から 9 月から	
氏名		吉川 一郎 (旧姓)		35,600 円		8 月まで 5 月まで	
生年月日		昭和・平成 50 年 1 月 1 日		104,400 円		××・8・31	
個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1					
給与の支払を受けなくなった後の住所							
異動の事由				異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社倒産				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収		1,200,000 円 60,000 円	

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続		可)を選択された場合は、選択してください。	
1. 異動が 令和×年 12 月 31 日 までで、申出があったため (8 月 25 日申出)		徴収予定月日	徴収予定額	氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため				住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が9.3万円以下)
異動者印				電話		3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
						4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		務先では		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地		額 円を			
フリガナ		分から徴収し、納入します。			
氏名又は名称		合は、いずれかを○で囲んでください。			
代表者の職氏名印		入書 要・不要			

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することになります。

3 1 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

2 1 「宛先」欄には、「給与所得者」の欄の個人番号(旧姓)は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

1 1 「宛先」欄には、「給与所得者」の欄の個人番号(旧姓)は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

御注意